

高等学校WG(第2回)資料
平成21年5月14日10:30～

高校での特別支援教育

弘前大学教育学部
附属教員養成学研究開発センター
佐藤 紘 昭

高校における特別支援教育

- 1 これまでの取り組み
 - (1) 全国高等学校長協会からの提言
 - (2) 中教審答申、新学習指導要領
- 2 現在の取り組み状況と今後推進するために
文科省「高等学校における発達障害支援
モデル事業」
- 3 高校がこれから取り組む際
考えなければならないこと

全国高等学校長協会から平成17年12月に初中局に提言
「特別支援教育を推進するための制度の在り方」提言

- ★全国規模の実態調査の実施
- ★校内支援体制の構築（高校の実情に即したもの）
「校内委員会」の設置、「特別支援教育コーディネーター」指名、「専門家チーム」の設置
- ★「シラバス」の改善：到達目標、副教材、学習計画・評価、「個別指導計画」の作成等について学習指導要領に努力義務を記す
- ★通級による指導と同様の機能をもったシステム導入
- ★定数措置

(2) 中教審答申(20. 1. 17)と新学習指導要領 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の 通常の学級における指導の充実について

- ・ **後期中等教育段階**において、障害のある生徒に対する適切な教育や必要な支援を行うことは重要な課題であることから、高等学校における障害の状態に応じた指導の充実方策について、**更に検討**する。

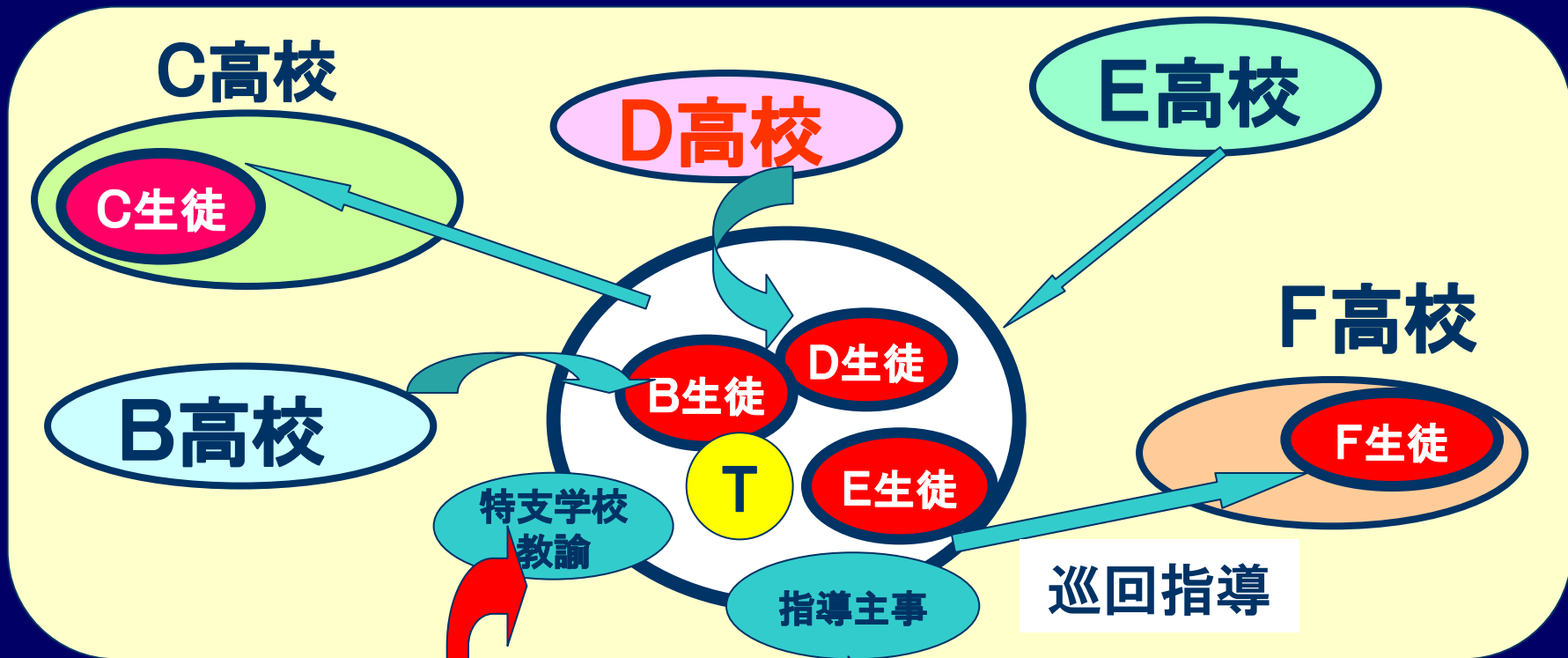
高等学校学習指導要領 第1章総則第5款

(8)障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱などについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ……略

「通級による指導」を高校へ導入を

- 中教審
「制度を含め検討」 → 「更に検討」
- 高校に通級指導教室を設置
- 特別支援学校教員も専門的立場から参画

- 移行段階として、教育センター、特別支援学校の支援を受けながら地区の複数高校で出来ないか



特別支援学校等

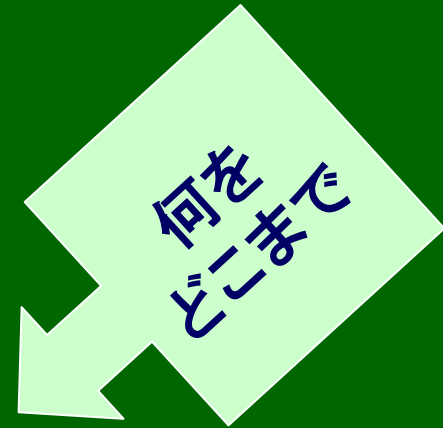
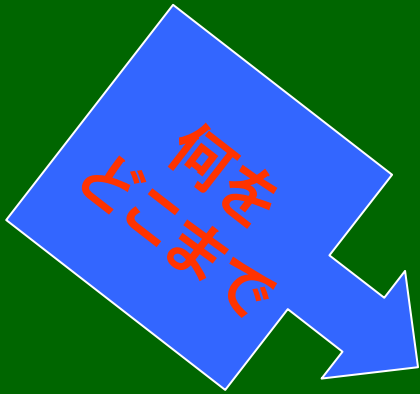
大学・教育センター等

通級指導教室

+

専門家チーム
巡回指導

特別支援学校



要請



助言 援助



幼稚園・小学校・中学校・高校

2 モデル事業 特に注目したい取り組み

実態把握・組織体制・ネットワーク、研修・生徒同士

- 発達障害生徒支援のためのネットワークづくり
- 障害のない生徒と発達障害生徒との関わり方
- 教員意識調査アンケートの実施
- 効果的職員研修、保護者や一般向け講座のプログラム
- 地域の小・中・高の教員、一般住民を対象に公開講座
研究実践の成果を地域に還元する

教師力、組織力、校内支援体制、効果的指導方法

- 入学してきたすべての生徒に応じた適切な指導ができる「**教師の教育力**」を高め**教員集団の組織力**を高める
- 個別指導が必要な生徒に対する「**個別支援プロジェクトチーム**」の編成
- **リファーマ体制の構築**
校内カウンセラー、教育相談室、外部専門機関へのリファーマ
- 発達障害生徒に対する**効果的指導・支援方法**
- 生徒の実態に基づいた**シラバスの改善・開発**
- 学校設定科目「カルチベーション」(学び直し)の**教材開発**

「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」、小中高継続的

- 医学的診断を受けている生徒の「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成
- 生徒一人一人の障害に応じた個別の指導計画の作成
- 小中学校と連携した「個別の指導計画」に基づく高校における具体的な評価方法の検討
- 「生きにくさ」を実感した生徒の個別支援教育の在り方
- 生徒の成長・変容・観察記録

キャリア教育、ソーシャルスキルトレーニング

- **キャリア教育**を含む「自立」に向けた活動支援
- 実習を通じた**ソーシャルスキルトレーニング**指導方法
- **ソーシャルスキル**の到達度の設定と評価方法の策定

保護者支援、保護者同士の支え合い

- 発達障害生徒の**保護者の「語らいの場」**

3 高校で取り組む際

考えなければならないこと

- (1) 校内支援システムづくり
- (2) 教職員の意識改革
- (3) 学校経営方針への位置づけと
生徒を支える仕組みづくり

高校で校内組織体制を構築する際 考えておかなければならないこと

- 校種、学校規模、設置されている地域による違い
 - 教員の多くは、障害のある生徒への係わりは少なかった
 - 「特別支援教育」に関する理解啓発の研修は少なかった、資料も少ない
 - 生徒個々の課題に対しては、生徒指導上の問題としてとらえ、取り組む体制となっている（教育相談委員会等）
 - 特に大規模進学校等においては管理職が、学校経営方針に位置づけ取り組むことはまれである
 - 管理職自身、特別支援教育に関する経験は少ない
-

提案

- これまでも多様な生徒を受け入れてきて、多くの先生方により取り組んできた高校
 - ➡ 「特別支援教育」を校内組織等に位置づけて取り組む
- 大規模普通科高校等
 - これまでの校内組織体制を生かしながら発達障害生徒等をも巻き込んだ取り組み
 - 参考例1・2 中学校の取り組み
 - ➡ 参考例3 高校における不登校経験者等に対する取り組み

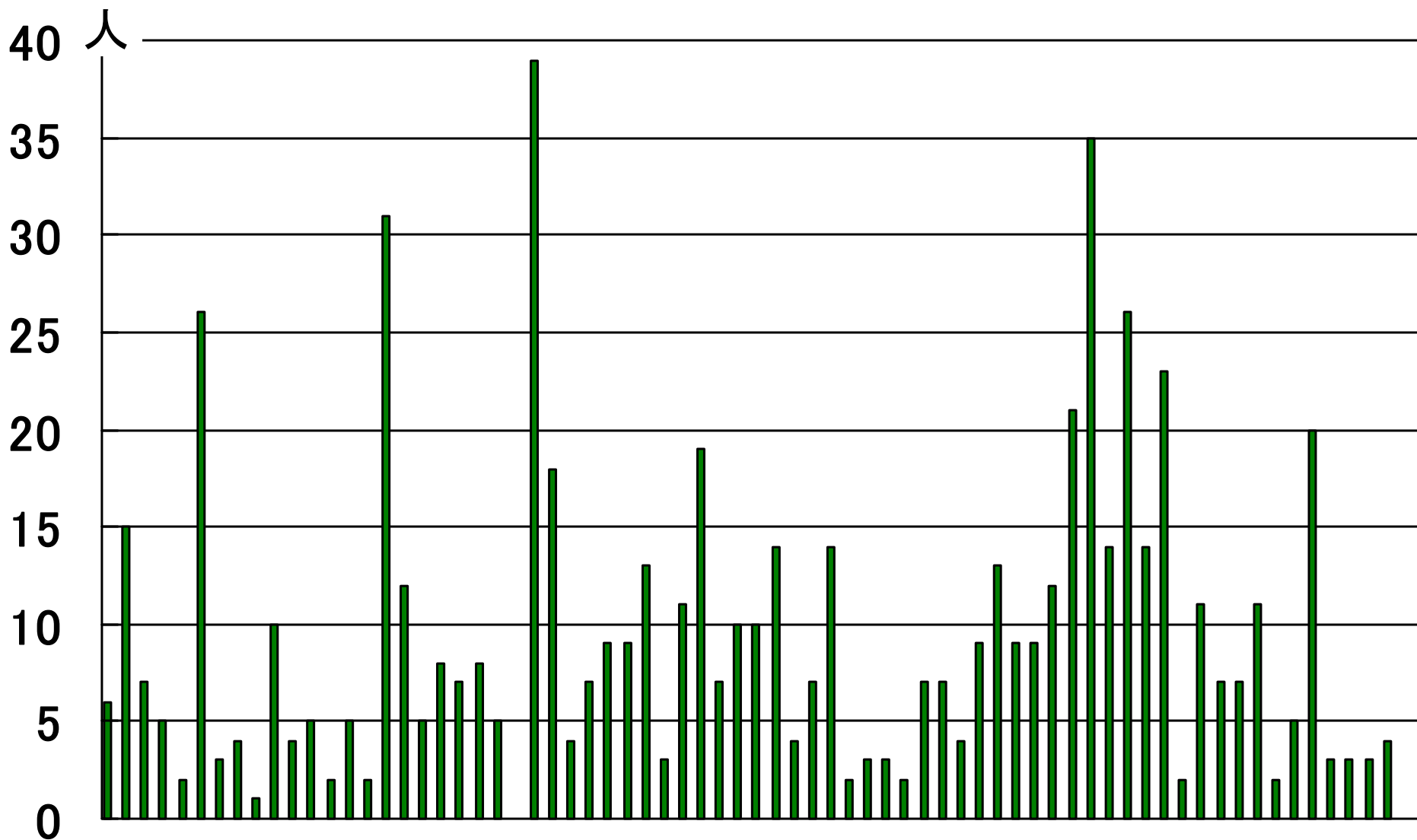
2 教職員の意識改革を進める上で

生徒指導上と課題と同一位相の課題として取り組めないか

不登校経験、引きこもり等生徒の問題と
発達障害生徒の抱える問題を
同じの教育問題ととらえ、
システムをつくり対応できないか

参考 三池輝久 熊本大学医学部
「学校を捨ててみよう」

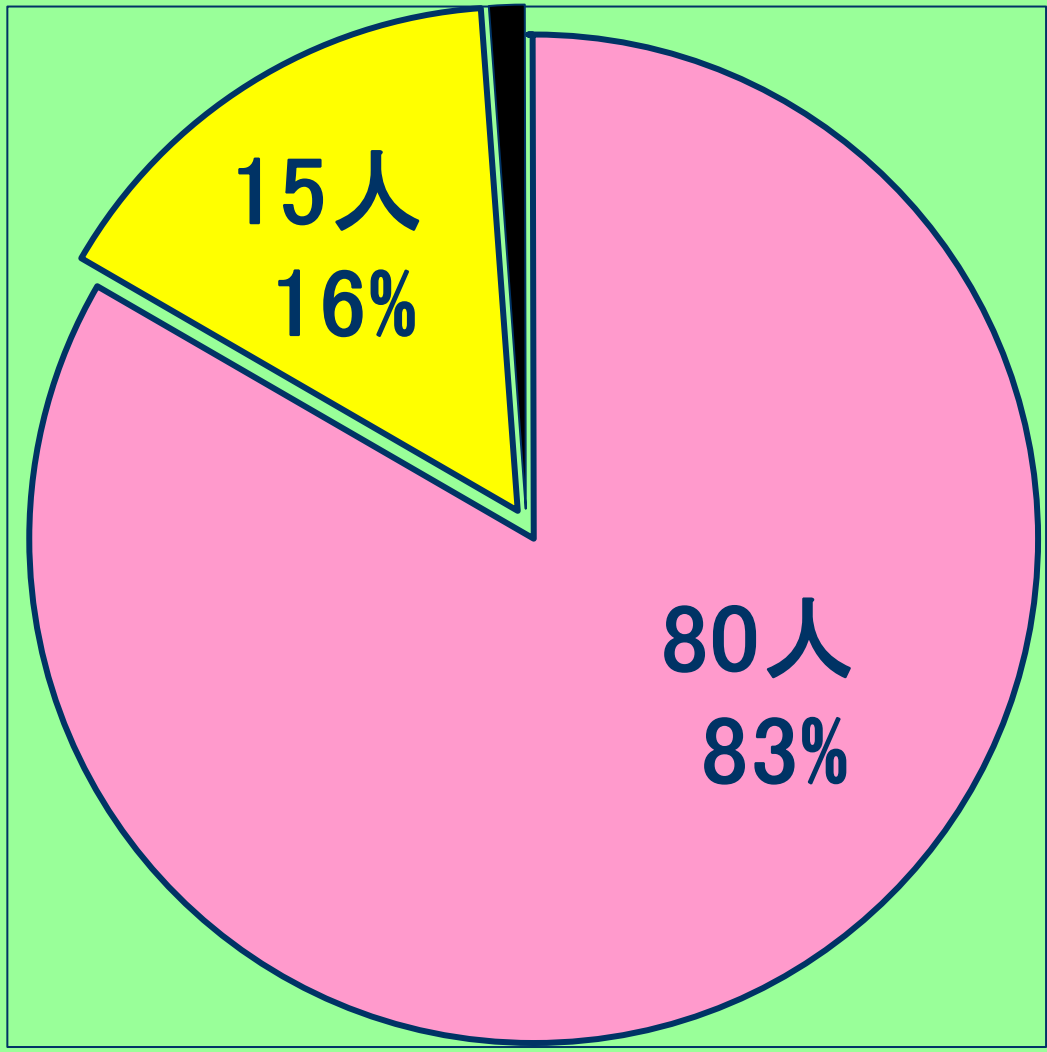
例 A県 高校別の中学時代不登校経験生徒数



A県立高校70校

3 学校経営方針への位置づけと生徒を支える仕組みづくり

発達障害の主な特徴等について知っている (A県95校の教頭)

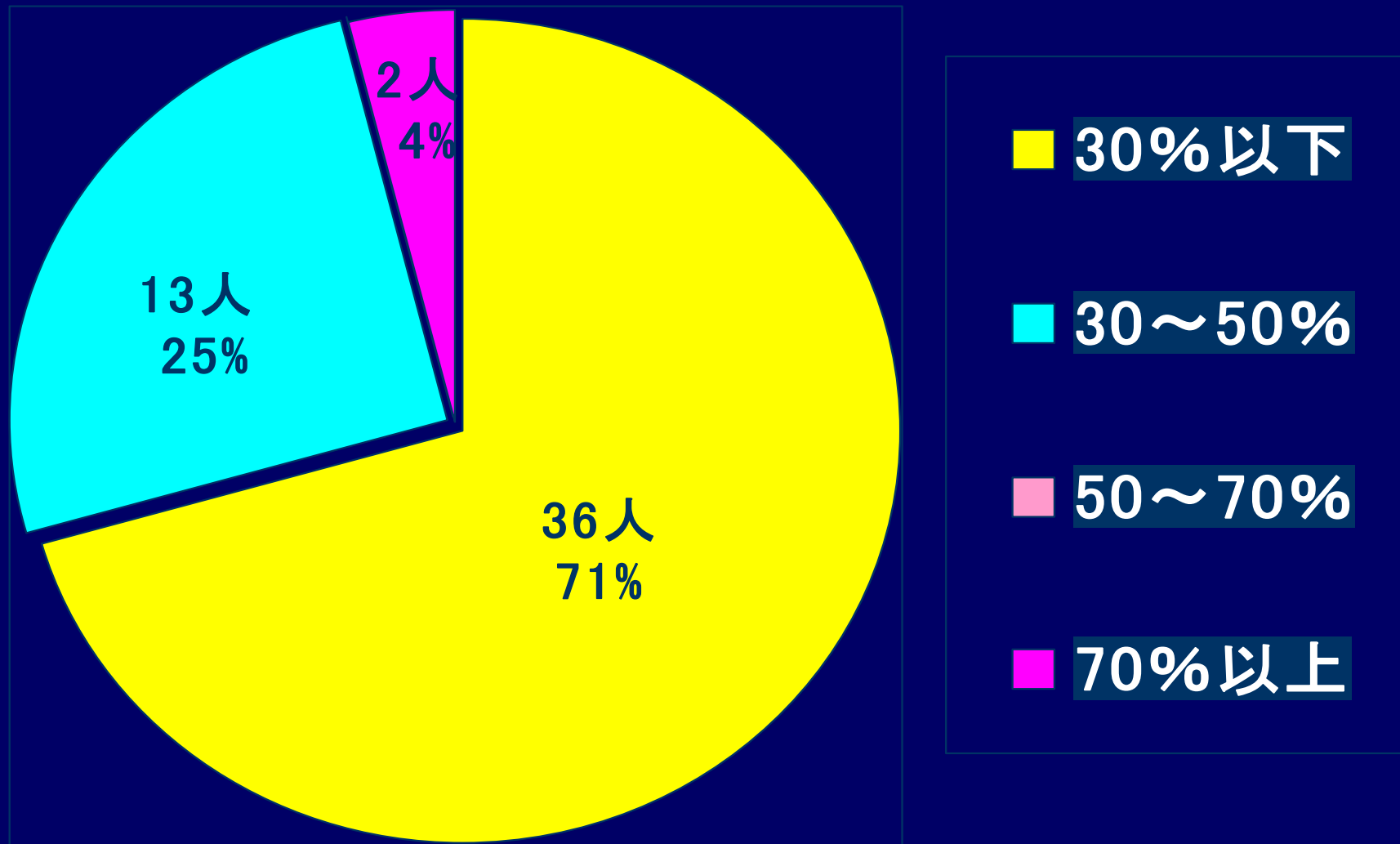


- はい
- いいえ
- 無記入

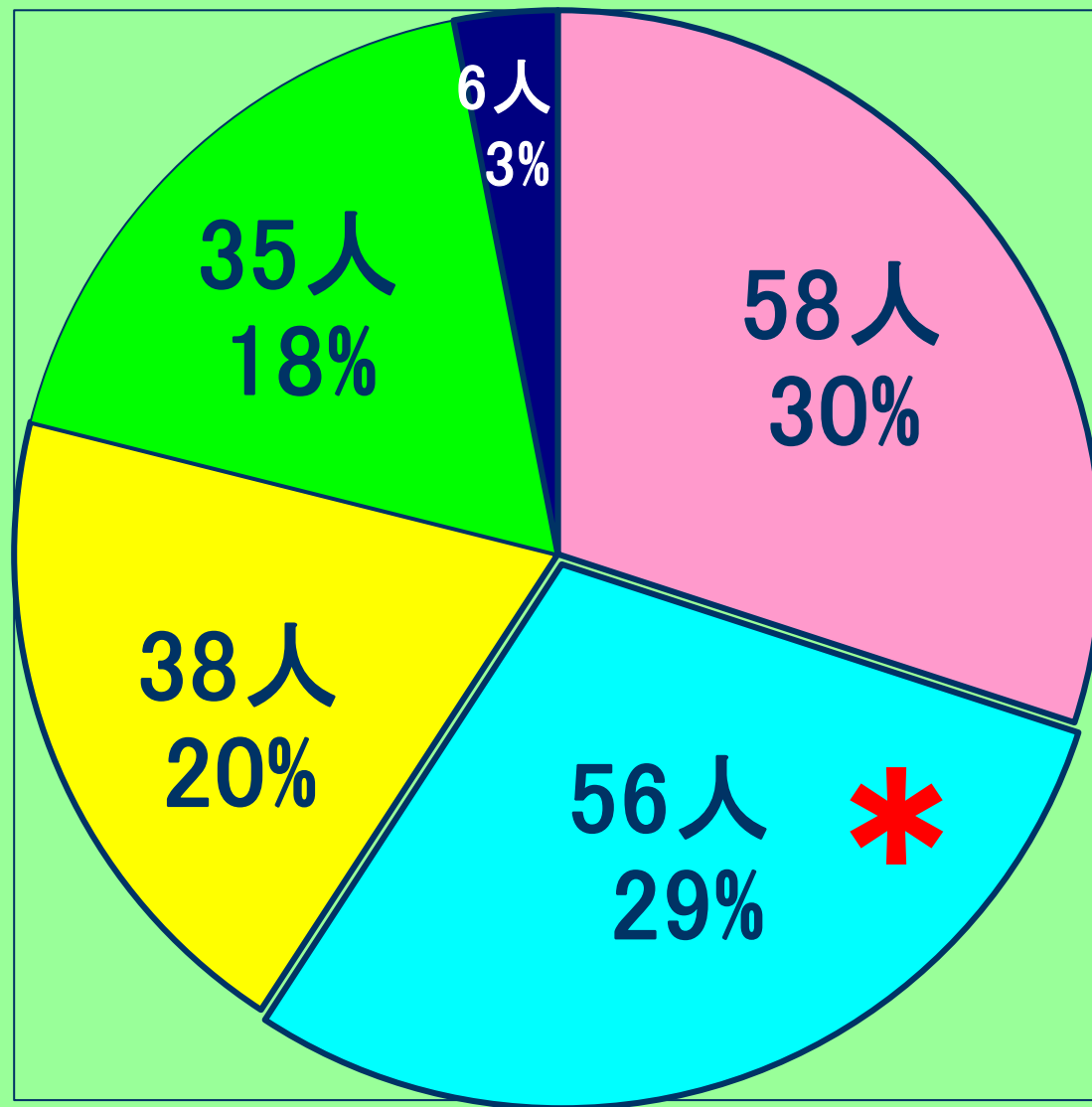
**我が校の
Aさん、Bさんの
行動特性が分かる？**

小・中学校で特別支援教育に携わる先生方は 高校をどう見ているか

Q 「発達障害の主な特徴等について知っている高校の
管理職は何くらいいると思うか」



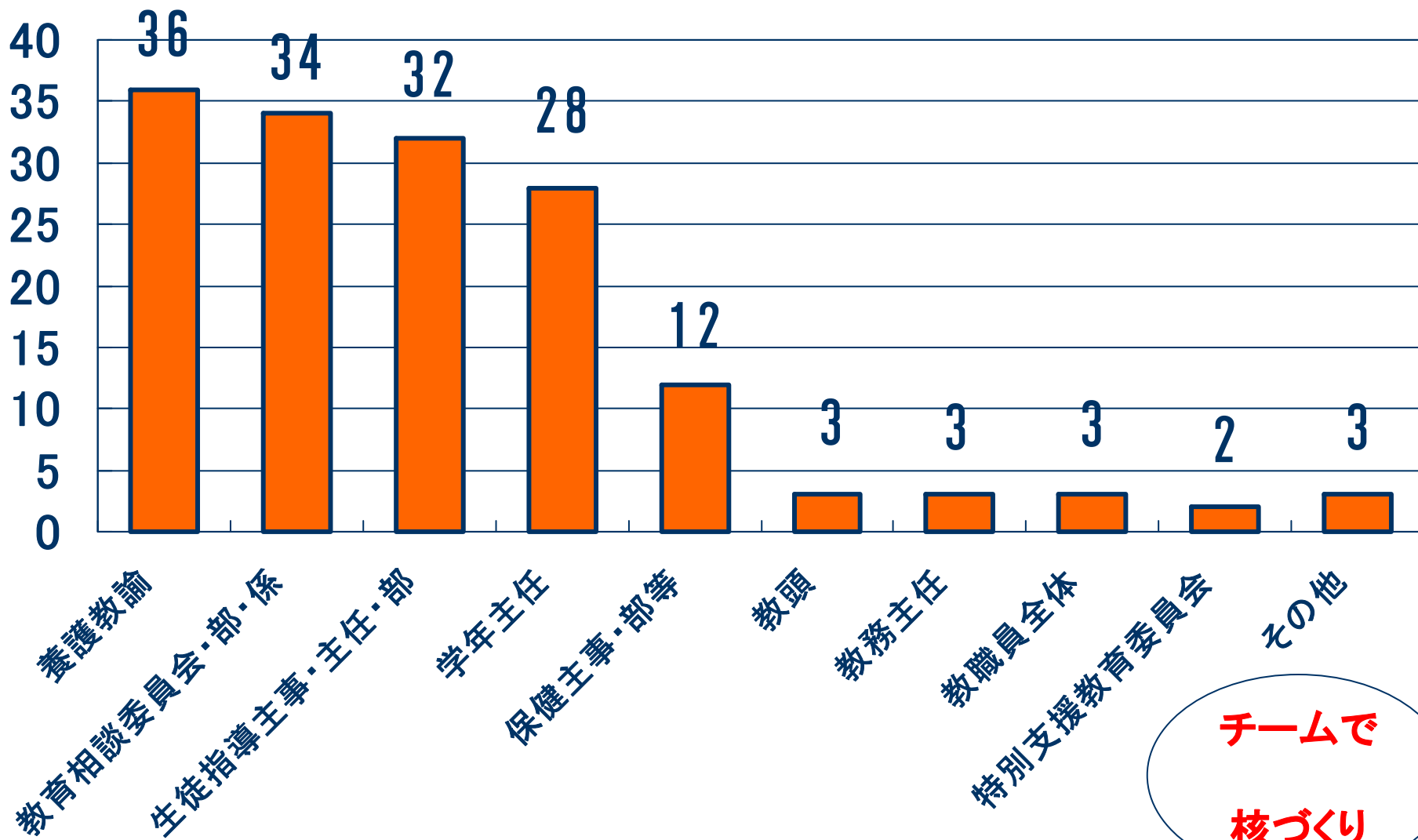
学校で特別支援教育を推進するに当たり 課題と思われること



- 教員の理解不足
- 情報が少ない
- 教員の実態把握が不十分
- 研修機会が不足
- その他

特別な配慮を必要とする生徒への 主たる対応者、窓口

(複数回答)



進路支援 高校入試での障害のある生徒への配慮 ～ 「身体状況」の申し出に伴う対応について～

- 「別室受験」
- 「時間延長」
- 「試験時間途中のトイレ」
- 「介助者（保護者から申し出のあった者）」の
付き添い
- 「カード選択による解答」
等



発達障害生徒個々の特性に応じた入試環境づくり

まとめ

高校での取り組みを進めるために

(1) 中教審答申(20. 1. 17)

「**更に検討する**」

(2) 各学校で取り組みを進めるに当たって

ア 「高等学校における発達障害支援モデル事業」を参考に「**拡げる**」

イ 各都道府県が進める行政施策への取り組み 「**強める**」

ウ **高校教育の歴史**、**高校の組織体制**、**各学校の特色**、**地域・保護者からの期待等を踏まえた取組みが必要**
小・中学校と同じ方法・同じ取組み方では、高校は変わらないし、生徒のニーズに応えきれない。「**創意・工夫**」

エ 「**通級による指導**」と同じような機能をもつ仕組みを

高校での取り組みを進めるために(2)

- ★ 特別支援教育は
特別な人が特別なことをやることではない。でも
- ★ 「個」にこだわる
一人一人のよさ、ニーズに応じた指導の具現化
- ★ 歴史と伝統のある高校教育
今ある組織体制を「個を生かす」ために
どうするかからの切り込み